

福岡県公報

平成17年8月15日
第2425号

目 次

告 示 (第1531号-第1540号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 2
○解除に係る保安林の所在場所等	(治山課) 2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 3
○土地改良事業の認可	(農地計画課) 3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 3
○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	(農地整備課) 4

公 告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター) 4
○一般競争入札の実施	(学事課) 5

公安委員会

○獣銃及び空気銃の所持に関する講習会の開催	(警察本部生活安全総務課) 8
○獣銃及び空気銃の所持に関する講習会の開催	(警察本部生活安全総務課) 9

告 示

福岡県告示第1531号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人テール21

(2) 代表者の氏名

黒木 博文

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区皿山一丁目1番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は親子道場事業や地域活動等を通して子供の健全育成や災害対策・環境の改善等を図ることにより、次世代の子供たちに豊かな地球を残すことを目的とする。

福岡県告示第1532号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人人材支援センター

(2) 代表者の氏名

川村 光代

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区竹丘町一丁目1番24号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、訪問介護員の養成研修事業や紹介事業等を行い、保健・医療又は福祉の増進を図る活動を目的とする。

福岡県告示第1533号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年7月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人子どもNPOセンター福岡

(2) 代表者の氏名

大谷 順子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目2番7号みずほビル706

(4) 定款に記載された目的

本会は、子どもに関わる市民のネットワークとNPOの基盤づくりを進め、子どもと大人がともに育つ地域づくりを図ることにより、子どものいのちと心が尊重され、豊かな発達が保障される社会の実現を目的とします。

福岡県告示第1534号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

前原市大字川原字山神984の1・990・991の5・991の14から991の16まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため。

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1535号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年6月15日福岡県告示第1039号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 记載しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1536号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年6月1日福岡県告示第965号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成17年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	認可年月日
久留米市善導寺町木塚与田土地改良区	農業用排水施設整備事業 (善導寺地区)	平成17年7月12日

福岡県告示第1538号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年7月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人平和学園

(2) 代表者の氏名

山口 文雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡川崎町大字川崎1038番地の6

(4) 定款に記載された目的

（旧）この法人は、不登校児、引きこもり生徒及び高校中退者の一日でも早い改善を願い、各人に応じた就学復帰と自主・自律的生活の体得・回復を支援し、よって子供・青少年の健全育成に寄与することを目的とします。

（新）この法人は、不登校児、引きこもり生徒及び高校中退者・青少年及び成人者の引きこもり等の一日でも早い改善を願い、各人に応じた就学復帰と自主・自律的生活の体得・回復を支援し、よって子供・青少年の健全育成と成人者の社会教育及び福祉の増進に寄与することを目的とします。

福岡県告示第1539号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年7月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
特定非営利活動法人北九州あいの会
- (2) 代表者の氏名
石井 カズエ
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市八幡西区八千代町12番2号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者、困難を抱えている市民に対して、お互いに助け合う精神で、在宅福祉サービスに関する事業を行い、地域社会を豊かで住みよくする自主的な福祉活動を通して、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1540号

平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業に係る実施計画の認可申請があったので、石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）附則第2条第6項によりなおその効力を有するとされた旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第57条第1項及び石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第42号）附則第2条第7項によりなおその効力を有するとされた旧臨時石炭鉱害復旧法施行令（昭和27年政令第333号）第14条第1項第2号の規定により公示し、当該申請に係る実施計画を次のように縦覧に供する。

平成17年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する 実施計画	実施地区名	復旧工事の施行者	縦覧場所	縦覧期間

平成17年度臨時 石炭鉱害復旧事 業の実施計画	中古門Ⅱ(1)	独立行政法人新エネ ルギー・産業技術総 合開発機構	福岡県飯塚 農林事務所	平成17年8月15日 ～ 平成17年9月5日
-------------------------------	---------	---------------------------------	----------------	------------------------------

公 告**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成17年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

県立三大学財務会計システム

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- （ア）契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （イ）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- （ウ）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （エ）地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- （オ）正当な理由がなく契約を履行しなかった者

- （カ）（ア）から（オ）までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- （ウ）資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数
イ 年間売上高
ウ 自己資本金
エ 流動比率
オ 経営年数

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
イ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
ウ 最近1か年間の事業税に係る納税証明書及び県税に未納のないことの証明並びに消費税の納税証明書（未納のないことの証明）
エ 法人にあっては財務諸表（申請日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第2号）及び所得税確定申告の写し（申請日の属する年の直前2か年分）
オ 法人にあっては登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）
カ 使用印鑑届（県との契約その他に使用するもの）（様式第3号）
キ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
ク 営業概要表（様式第4号）
ケ 入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第5号）
コ 競争入札参加資格審査申請書受付票（様式第6号）
サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 入札担当者委任状（様式第9号）
セ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第11号）
ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
タ 障害者雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し
チ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し及び調査票

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
イ 住所 〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
イ 住所 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請の時期

この公告の日から入札の日まで随時受け付ける。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知（様式第10号）により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成17年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成17年7月中に実施する「県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

県立三大学財務会計システム 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約締結の日から平成18年3月31日（金）まで

(4) 納入場所

九州歯科大学（福岡県北九州市小倉北区真鶴2丁目6番1号）

福岡女子大学（福岡県福岡市東区香住ヶ丘1丁目1番1号）

福岡県立大学（福岡県田川市大字伊田4395番地）

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について

別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成17年9月26日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの（事前に3の(3)の部局で等級の格付の確認をすること。）

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成11年3月30日10管達第82号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部私学学事振興局学事課大学係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3126（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成17年8月15日（月）から同年9月26日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

(1) 日時

平成17年8月22日（月）

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政1号会議室（行政棟地下1階）

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成17年9月26日（月）午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期間内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政1号会議室（行政棟地下1階）

(2) 日時

平成17年9月27日（火）午前11時00分

12 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3

項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあって、そのすべての同意が得られればその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公團を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公團を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
 (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加資格条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者たち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成をする。
 (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (3) 特定調達に係る苦情処理の關係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
 (5) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A set of Accounting System.
 (2) Delivery period : From the date at which time the contracts become effective to March 31, 2006.
 (3) Delivery place : Kyushu Dental College, Fukuoka Women's University, and Fukuoka Prefectural University
 (4) Time limit for Tender : 5:00 PM on September 26, 2005.

(5) Contact Point for the Notice : Division of Prefectural Universities and Religious Corporations, Bureau of Praivate Schools and Educational Affairs, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
 Tel 092-643-3126

公安委員会

福岡県公安委員会告示第170号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獵銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成17年8月15日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

- ・ 講習の日時
平成17年9月29日（木）午前10時から午後5時までの間
- ・ 講習の場所
北九州市小倉北区城内5番1号 小倉北警察署会議室
- ・ 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 猎銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	獵銃及び空気銃の所持に関する法令 獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱説本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第171号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成17年8月15日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成17年9月9日（金） 13:30～16:30	福岡市南区塩原2丁目3番1号 南警察署 会議室	南警察署
平成17年9月15日（木） 13:30～16:30	北九州市八幡東区大谷1丁目1番1号 八幡東警察署 会議室	八幡東警察署
平成17年9月26日（月） 13:30～16:30	鞍手郡宮田町大字宮田20番地2 宮田警察署 会議室	宮田警察署
平成17年9月28日（水） 13:30～16:30	久留米市城島町大依371番地2 城島警察署 会議室	城島警察署

2 猟銃等講習科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社山下謙一
福岡市東区箱崎六丁目六番四
川頭六島弘文一
社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)